

新教育カードローン

令和1年7月1日現在

商 品 名	新教育カードローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">安定継続した収入がある申込時点及び貸付実行時年齢が満20歳以上の方で、一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方子弟等が学校等に就学中または就学予定である方 ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるもの
資金使途	申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる学校等への納付金及び就学にかかる付帯費用
貸越極度額	50万円以上 500万円以内（10万円単位）
ご利用期間	14年9カ月以内（1年毎の自動更新） うち貸越利用期間 4年9カ月以内、かつ入試合格・入学予定校決定時（入学月の9カ月以内）から卒業予定月の約定返済日まで うち貸越利用期限後の返済期間 貸越利用期限の翌月から10年以内 ※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、16年9カ月以内（うち貸越利用期間6年9カ月以内） ※子弟等が進学する際、被保証人が引き続き新教育カードローンの利用を希望する場合は、貸越利用期間の延長が可能
貸越利率	年5.9%（保証料込） ・ポイントサービス会員で最大1.0%金利引き下げ可
利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算
ご返済方法	貸越利用期間中は元金返済据置 ・利息は毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に返済用口座から自動的に引き落としになります ・ご利用期間中の任意のご返済は可能です 貸越利用期限後は元金均等返済（極度スライド方式） ・教育カード証貸に切り替えることも可能です
保証人・担保	不要

新教育カードローン

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入ご利用期間（出金可能期間）は、当座貸越の契約期間中、かつ、卒業予定月の約定日までとさせていただきます ・1年毎に更新審査を行い、退学等で就学の事実がなくなった場合等、一定の条件に該当した時は、契約の更新ができない場合がございます 																								
<p>貸越利用期限後の返済</p>	<p>貸越利用期限後は、極度額に応じた金額を返済することになっており、下表記載の金額となります。</p> <table border="1" data-bbox="475 645 1428 1099"> <thead> <tr> <th>極度額</th> <th>定例元金返済額</th> <th>極度額</th> <th>定例元金返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>6,000円</td> <td>250万円超 300万円以下</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>10,000円</td> <td>300万円超 350万円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 150万円以下</td> <td>14,000円</td> <td>350万円超 400万円以下</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円超 200万円以下</td> <td>18,000円</td> <td>400万円超 450万円以下</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円超 250万円以下</td> <td>22,000円</td> <td>450万円超 500万円以下</td> <td>42,000円</td> </tr> </tbody> </table>	極度額	定例元金返済額	極度額	定例元金返済額	50万円以下	6,000円	250万円超 300万円以下	26,000円	50万円超 100万円以下	10,000円	300万円超 350万円以下	30,000円	100万円超 150万円以下	14,000円	350万円超 400万円以下	34,000円	150万円超 200万円以下	18,000円	400万円超 450万円以下	38,000円	200万円超 250万円以下	22,000円	450万円超 500万円以下	42,000円
極度額	定例元金返済額	極度額	定例元金返済額																						
50万円以下	6,000円	250万円超 300万円以下	26,000円																						
50万円超 100万円以下	10,000円	300万円超 350万円以下	30,000円																						
100万円超 150万円以下	14,000円	350万円超 400万円以下	34,000円																						
150万円超 200万円以下	18,000円	400万円超 450万円以下	38,000円																						
200万円超 250万円以下	22,000円	450万円超 500万円以下	42,000円																						
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 																								